

ポイント制から  
補助金制  
になりました！

# こどもみらい住宅支援事業 が閣議決定されました！

※ 本制度の実施は、予算成立が前提となります。掲載内容には変更の可能性があることをご留意ください。制度の詳細につきましては国土交通省のHPもご確認ください。[https://www.mlit.go.jp/report/press/house04\\_hh\\_001053.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_001053.html)

## 1. 事業の背景

(予算額：542億円)

成長と分配の好循環による「新しい資本主義」を起動させるため、11月19日に新たな経済対策が閣議決定され、子育て世帯・若者夫婦の省エネ住宅の取得の支援を行うこととされました。これを踏まえ、子育て世代の住居費負担の支援強化や住宅分野の脱炭素化の強力な推進を目的として、令和3年11月26日閣議決定された令和3年度補正予算案に「こどもみらい住宅支援事業」が盛り込まれました。

## 2. 補助対象

注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入	リフォーム
子育て世帯※1・若者夫婦世帯※2が取得する一定の性能を満たす住宅 いずれも、土砂災害防止法※3に基づく土砂災害特別警戒区域に立地する住宅を除く	世帯を問わず対象工事を実施するリフォーム

※1 子育て世帯とは、18歳未満の子を有する世帯。

※2 若者夫婦世帯とは、夫婦のいずれかが39歳以下の世帯。

※3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）

## 3. 補助対象期間

注文住宅の新築	工事請負契約	建築着工
	令和3年11月26日から 令和4年10月31日までに締結	事業者登録を行った後、 令和4年10月31日までに着工
新築分譲住宅の購入	建築着工	売買契約
	事業者登録を行った後、 令和4年10月31日までに着工	令和3年11月26日から 令和4年10月31日までに締結
リフォーム	工事請負契約	工事の実施
	令和3年11月26日から 令和4年10月31日までに締結	事業者登録を行った後に着工し、 令和4年10月31日までに <b>完成</b>

## 4. グリーン住宅ポイント制度からの変更点

- ✓ 事業者登録が必要です。申請者は建築事業者、販売事業者、施工業者等になります。
- ✓ ポイント制度が補助金に変更。
- ✓ 新築は子育て世帯、若者世帯という制限があり、リフォームは世帯制限はありません。
- ✓ 窓交換や設備交換等の補助額が一部単価アップしています。
- ✓ 防犯性の向上、防音の配慮という開口部の改修が追加され、サッシ交換が有利になりました。
- ✓ 家事負担軽減の設備で補助金が出ます。※グリーン住宅ポイント制度は追加工事へ交換でした。
- ✓ 空気清浄、換気機能付きエアコンにも補助金が出るようになりました。

## 5.対象住宅の性能と補助額

### 1.新築の注文住宅と新築分譲住宅の購入

- ✓ 次の①～③のいずれかに該当する住宅を対象とします。
- ✓ いずれも、住戸の延べ面積が50㎡以上(床面積は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積(吹き抜け、バルコニー及びメーターボックスの部分を除く。)により算定。なお、住戸内に階段が存在する場合、階段下のトイレ及び収納等の面積を含める。以下同じ。)の住宅に限ります。
- ✓ 次の①～③のいずれかに該当することについて、建築士による説明書や登録住宅性能評価機関等の第三者機関による証明書等が必要となります。

対象住宅	補助額
①ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready 又は ZEH Oriented	1,000,000円/戸
②高い省エネ性能等を有する住宅 (認定長期優良住宅、認定低炭素建築物、性能向上計画認定住宅)	800,000円/戸
③一定の省エネ性能を有する住宅 (断熱等級4かつ一次エネ等級4以上を満たす住宅)	600,000円/戸

### 2.リフォーム

- ✓ 次の①～⑧に該当するリフォーム工事等を対象とします。ただし、次の①～③のいずれかは必須となります。
- ✓ 1申請当たりの合計補助額が**5万円未満の場合は申請できません。**
- ✓ 申請する際には、対象工事に関する証明書等が必要になります。
- ✓ 1戸当たりの補助額上限が設定されています。

※各補助額の詳細は、  
国交省公開資料をご参照ください。

	対象工事	新設	額UP
い ず れ か 必 須	①開口部の断熱改修		●
	②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修		●
	③エコ住宅設備の設置 (太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽、高効率給湯器、節水水栓)		● 一部
任 意	④子育て対応改修	●	
	(i)家事負担の軽減に資する設備を設置する工事 (ビルトイン食洗機、掃除しやすいレンジフード、ビルトイン自動調理対応コンロ、浴室乾燥機、宅配ボックス)	●	
	(ii)防犯性の向上に資する開口部の改修工事	●	
	(iii)生活騒音への配慮に資する開口部の改修工事	●	
	(iv)キッチンセットの交換を伴う対面化改修工事	●	
	⑤耐震改修		
	⑥バリアフリー改修		
	⑦空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置	●	
⑧リフォーム瑕疵保険等への加入			

## 6.スケジュール

事業者登録	令和4年1月中旬～遅くとも令和4年10月31日 (予定)		
申請期間	令和4年3月頃～遅くとも令和4年10月31日 (予定)		申請の締め切りは、 予算の執行状況に応じて公表。
完了報告	戸建住宅	共同住宅等10階以下	共同住宅等11階以上
	令和5年5月31日	令和6年2月15日	令和6年12月31日

会社や商品のご確認は、LIXILオフィシャルサイトまで  
<https://www.lixil.co.jp/>